

弁護士法人スピカ報酬基準

(令和 8 年 8 月 1 7 日改訂)

弁護士法人スピカ（以下「当法人」という。）が、その職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の基準（金額は、全て消費税を含む額）は、以下のとおりとする。当法人と委任者との契約は、両者間で作成された契約書による。

法律相談料	依頼者に対して行う面談による法律相談の対価をいう。
手数料 (文書作成料)	原則として 1 回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいう。
着手金	事件または法律事務（以下「事務等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

< 事件等の個数等 >

- 1 弁護士報酬は、1 件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1 件とする。
- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

- 3 当法人が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲で減額する。
- 4 事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額し、委任契約書で定めることとする。

<法律相談料>

個人	初回相談のみ 30分	5,500円
	30分ごとに	5,500円
事業者及び法人 (タイムチャージ制を除く)	初回相談のみ 30分	無料
	1時間ごとに	22,000円以上 55,000円以内
交通事故	初回相談 1回	無料
	ただし、弁護士費用特約利用の場合、相談料は、1時間1万1,000円とし、以降は超過15分までごとに2,750円とする。	

<手数料>

手数料は、経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、末尾に記載する。

1 裁判上の手数料

項 目	分 類	手 数 料	
証拠保全（本案事件をあわせて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）	基本	33万円に、第16条第1項の着手金の規定により算定された額の11%を加算した額	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
即決和解（本手数料を受けたときは契	示談交渉を要しない場合	300万円以下 の場合	22万円

約書その他の文書 を作成しても、その 手数料を別に請求 することはできな い。)		300万円を超 え3,000万円 以下の場合	1.1%に7万 7000円を加 算した額(た だし、最低着 手金22万 円とする。)
		3,000万円を 超え3億円以下 の場合	0.55%に 24万2200円 を加算した 額
		3億円を超える 場合	0.33%に 90万2000円 を加算した 額
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として算定された 額	
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない 場合と同額	
倒産整理事件の債 権届出	基本	5万5000円以上11万円以 下	
	特に複雑または特殊な事情が ある場合	依頼者との協議により定める額	

2 裁判外の手数料

項 目	分 類	手 数 料
法務クイック診断	依頼者へのヒアリングおよび課 題整理書面の作成	1件につき、5万5000円

法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本		1 1 万円以上 2 2 万円以下	
	特に複雑または特殊な事情がある場合		依頼者との協議により定める額	
契約書類およびこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が 1, 0 0 0 万円未満のもの	1 1 万円以上（翻訳が必要な場合、別途追加で費用が発生。）	
		経済的利益の額が、1, 0 0 0 万円以上 1 億円未満のもの	2 2 万円以上 5 5 万円以下	
		経済的利益の額が 1 億円以上のもの	5 5 万円以上	
	非定型	基本	3 0 0 万円以下の場合	2 2 万円
			3 0 0 万円を超え 3, 0 0 0 万円以下の場合	1. 1 %に 3 3 万円を加算した額
			3, 0 0 0 万円を超え 3 億円以下の場合	0. 3 3 %に 6 万円を加算した額
			3 億円を超える場合	0. 1 1 %に 1 3 2 万円を加算した額
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	

	公正証書にする場合		上記手数料に 5 万 5 0 0 0 円を加算する（立会い日当含む。出張日当・出張費用は別途。）
契約書類およびこれに準ずる書類のレビュー（確認、コメントおよび修正案の作成をいう。）	定型	秘密保持契約等	1 通につき、3 万 3 0 0 0 円以上 1 1 万円以下
	非定型	共同研究開発契約、PoC 契約、ライセンス契約その他これらに準ずるもの	1 通につき、1 1 万円以上 3 3 万円以下
	特に複雑または特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額
社内規程等の作成および整備	定型	職務発明規程、秘密情報管理規程、A I 利用規程、これらに付随する社内書式等	1 規程につき、1 1 万円以上 3 3 万円以下
	非定型	複数の規程および書式を一体として整備する場合	1 6 万 5 0 0 0 円以上 5 5 万円以下
		特に複雑または特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額

内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	5万5000円以上11万円以下
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	11万円以上22万円以下
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
会社設立	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算		資本額もしくは総資産額のうち高い方の額または増減資額に応じて以下により算出された額。 ただし、合併または分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については10万円を、それぞれ最低額とする。 1,000万円以下の場合 4.4% 1,000万円を超え2,000万円以下の場合 3.3%に11万円を加算した額 2,000万円を超え1億円以下の場合

		2. 2%に33万円を加算した額 1億円を超え2億円以下の場合 1. 1%に143万円を加算した額 2億円を超え20億円以下の場合 0.55%に253万円を加算した額 20億円を超える場合 0.33%に693万円を加算した額
株主総会等指導	基本	44万円以上
	総会等準備も指導する場合	66万円以上
現物出資等証明		1件44万円。 ただし、出資等にかかる不動産価格および調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		次により算定された額。 ただし、損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。

法律相談の対象者	代表者個人と 家族	代表者個人と 家族	・ 代表者個人と 家族 ・ 従業員	・ 代表者個人 と家族 ・ 従業員
簡易な法律関係調査	○	○	○	○
簡易な契約書・就業規則等その他文書の作成・確認	○	○	○	○
内容証明郵便の作成・発送	×	○	○	○
簡易な書面鑑定	×	×	○	○
着手金の減額	５％減額	１０％減額	１５％減額	２０％減額
社内研修講師	×	×	年１回	年２回

<出張日当>

出張日当は、次表のとおりとする。

半日（往復２時間を超え４時間まで）	３万３０００円以上５万５０００円以下
１日（往復４時間を超える場合）	５万５０００円以上１１万円以下

<実費>

- １ 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担をする。
- ２ 当法人は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

<民事事件の着手金および報酬金>

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政事件の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。ただし、離婚事件、遺産分割事件、遺留分減殺請求事件、労働事件については別途料金表に定めるとおりとする

(着手金)

経済的利益の額	着 手 金
300万円以下の場合	33万円
300万円を超え3,000万円以下の場合	6.6%に11万000円を加算した額 (ただし、最低33万円)
3,000万円を超え3億円以下の場合	4.4%に77万0000円を加算した額
3億円を超える場合	3.3%に550万000円を加算した額

(報酬金)

経済的利益の額	報 酬 金
125万円以下の場合	27万5000円
125万円を超えて300万円以下の場合	22%
300万円を超え3,000万円以下の場合	11%に33万円を加算した額
3,000万円を超え3億円以下の場合	7.7%に165万円を加算した額

3億円を超える場合	4.4%に880万円を加算した額
-----------	------------------

<調停事件および示談交渉事件>

- 1 調停事件および示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金および報酬金は、民事事件の着手金及び報酬金に準ずる。ただし、離婚事件、遺産分割事件、遺留分減殺請求事件、労働事件については別途料金表に定めるとおりとする。
- 2 ①示談交渉事件から引き続き調停事件を受任
②示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、2分の1とする。
- 3 示談交渉事件の着手金の最低額は、22万円とする。

<契約締結交渉>

示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金および報酬金は経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

（着手金）

経済的利益の額	着 手 金
300万円以下の場合	2.2%
300万円を超え3,000万円以下の場合	1.1%に3万3000円を加算した額
3,000万円を超え3億円以下の場合	0.5%に19万8000円を加算した額
3億円を超える場合	0.3%に85万8000円を加算した額

（報酬金）

経済的利益の額	報酬金
300万円以下の場合	4.4%
300万円を超え3,000万円以下の場合	2.2%に6万6000円を加算した額
3,000万円を超え3億円以下の場合	1.1%に39万6000円を加算した額
3億円を超える場合	0.66%に171万6000円を加算した額

<督促手続事件>

- 1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	6万6000円
300万円を超え3,000万円以下の場合	1.1%に7万7000円を加算した額
3,000万円を超え3億円以下の場合	0.55%に19万8000円を加算した額
3億円を超える場合	0.33%に85万8000円を加算した額

- 2 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、民事事件の着手金により算定される額との差額とする。
- 3 督促手続事件の報酬金は、民事事件の着手金の額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。なお、督促手続事件が訴訟にこうしたときの報酬金は、民事事件の着手金の額とし、本項は適用しない。

<離婚事件>

- 1 事件の着手金は、次表のとおりとする。なお、離婚事件とは、離婚、婚姻費用、養育費、親権、慰謝料、面会交流、財産分与、等離婚に関連する事件のことであり、例えば、婚姻費用のみを請求する（請求されている）場合であっても、下記の料金が適用される。

また、子の引き渡し、監護者指定については、別途下記 5 の料金が発生する。

離婚事件の内容	着手金
離婚交渉事件	3 3 万円
離婚調停事件	4 4 万円
離婚訴訟事件	5 5 万円

- 2 ① 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するとき
離婚調停事件の着手金の額の 2 分の 1
② 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するとき
離婚訴訟事件の着手金の額の 2 分の 1
- 3 調停・訴訟事件については、5 回目以降、1 回あたり 3 万 3 0 0 0 円の出廷日当が発生する（出張日当は別）。
- 4 報酬金は、次のとおり。

報酬金の内容	金額
基本報酬（事件終了時に必ず発生します。）	2 2 万円
離婚達成又は離婚阻止（離婚阻止を希望しており、それが達成できた場合、又は、離婚達成を希望しており離婚できた場合に発生します。）	3 3 万円
親権を獲得できた場合	2 2 万円
婚姻費用・養育費（得られた場	得られた利益の 1 6 . 5 %（ただし、

合)	婚姻費用については3年分を、養育費については、5年分を経済的利益の計算の対象とします。)
財産分与、慰謝料、解決金等名目の如何を問わず、金銭給付を受ける場合（又は請求された金銭給付を減額できた場合）	得られた経済的利益の16.5%を基準とし、民事事件の報酬金額と同様の方法で算出する。
面会交流（面会交流が可能となった場合、又は希望に沿った面会交流の内容となった場合）	33万円
年金分割（年金分割についての合意、調停、審判、判決がされた場合）	5万5000円

- 5 子の引渡し、監護者指定の調停、審判、保全処分については、上記1～4に加えて、別途追加で着手金、報酬金が発生します。

事件の種類	追加着手金	報酬金（事件終了時に発生します。）	追加報酬（条件達成時に発生します。）
子の引き渡し、監護者指定の交渉	上記1に追加して、11万円（ただし、離婚及事件を受任していない場合には、33万円とする。）	なし（ただし、離婚及事件を受任していない場合には、22万円とする。）	子の引き渡し及び監護者指定を希望しそれが達成された場合、追加報酬として33万円が発生する。
子の引き渡し、監護者指定の調	上記1に追加して、11万円（た	なし（ただし、離婚及事件を受任	子の引き渡し及び監護者指定を

停・審判	だし、離婚及事件を受任していない場合には、44万円とする。)	していない場合には、22万円とする。)	希望しそれが達成された場合、追加報酬として44万円が発生する。
上記に加え、子の引渡し、監護者指定の保全処分を行う場合	調停の着手金に加え、11万円が発生する。	上記と同様とする。	子の引き渡し及び監護者指定を希望しそれが達成された場合、上記に加え、22万円が発生する。

<相続・遺言事件>

1 相続人調査、遺産調査、遺言作成、検認、相続放棄、遺産分割協議書作成

種 類	内 容	手 数 料
相続調査	相続人調査・ 相続関係説明図作成	基本料金4万4000円 ・相続人が6名まで。7人目から、 一人当たり5000円を追加。 ・また、戸籍謄本等1通あたり1万 100円が発生。

	財産目録の作成		基本料金 11万0000円 これに加え、 ・不動産関係書類（固定資産関係書類）の取り寄せ1通あたり6600円 ・預金・証券の残高証明書の取り寄せ 1通あたり5500円 ・預金・証券の取引履歴の取り寄せ 1通あたり5500円	
	保険の有無の調査		1通あたり5500円	
	公正証書遺言の有無の調査		1万1000円 公証役場に赴く場合は3万3000円とする。	
遺言証書作成	定型	16万5000円		
	非定型	基本	300万円以下の場合	22万円
			300万円を超え3,000万円以下の場合	1.1%に18万7000円を加算した額
			3,000万円を超え3億円以下の場合	0.33%に41万8000円を加算した額
			3億円を超える場合	0.11%に107万8000円を加算した額
		特に複雑または特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額	

	公正証書にする場合	上記手数料に 3 万 3 0 0 0 円を加算する。弁護士が公正証書作成に立ち会う場合、別途 3 万 3 0 0 0 円の日当が発生。	
遺言執行	基本	3 0 0 万円以下の場合	3 3 万円
		3 0 0 万円を超え 3, 0 0 0 万円以下の場合	2. 2 %に 3 3 万円を加算した額
		3, 0 0 0 万円を超え 3 億円以下の場合	1. 1 %に 6 6 万円を加算した額
		3 億円を超える場合	0. 5 5 %に 2 4 2 0 万円を加算した額
	特に複雑または特殊な事情がある場合	受遺者との協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。	
遺産分割協議書の作成 (相続人調査を終え、相続人関係図が作成されており、かつ遺産目録が作成されている場合)		1 1 万円～ (相続人調査、遺産目録作成は別途とする。)	
遺言書の検認手続き (手続きに必要な戸籍・住民票が揃っている場合)		7 万 7 0 0 0 円 (手続きに必要な戸籍・住民票が揃っていない場合は 1 1 万円。)	
相続放棄申述(申述期間の残りが 1 ヶ月以上ある場合のご依頼の場合)		7 万 7 0 0 0 円(手続きに必要な戸籍・住民票が揃っていない場合は 1 1 万円。) ※申述期間の残りが 1 ヶ月未満の場合、別途 5 万 5 0 0 0 円を加算(又はお見積もりいたします。)	

※いずれの場合も資料の取得にかかる実費は別途必要です。

相続人調査・財産調査・遺産目録の作成と遺産分割協議書の作成をセットで
ご依頼の場合（ただし、弁護士による交渉等はいませんので、相続人間で協
議内容がまとまっている場合に限りです。）

セット料金 33万円～

※実費は別途必要です。

2 遺産分割協議

(1) 着手金

交渉	33万円
調停、審判	44万円 ただし、調停5回目から、1回あたり3万3000円の出廷日当が発生する（出張日当は別）。

(2) 報酬金

民事事件の着手金および報酬金の額によるが、最低額は、着手金と同額とする。

3 遺留分減殺請求（遺留分侵害額請求事件）

(1) 着手金

交渉	33万円
調停	44万円 ただし、調停5回目から、1回あたり3万3000円の出廷日当が発生する（出張日当は別）。
訴訟	55万円 ただし、期日5回目から、1回あたり4万4000円の出廷日当が発生する（出張日当は別）。

(2) 報酬金

民事事件の着手金および報酬金の額によるが、最低額は、着手金と同額とする。

＜境界に関する事件＞

- 1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金および報酬金は、民事事件の着手金および報酬金の額によるが、最低額は、次のとおりとする。

着手金および報酬金	それぞれ 3 3 万円以上 5 5 万円以下
-----------	------------------------

＜借地非訟事件＞

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。

借地権の額	着手金
5, 0 0 0 万円以下の場合	3 3 万円以上 6 6 万円以下
5, 0 0 0 万円を超える場合	前段の額に 5, 0 0 0 万円を超える部分の 0. 5 5 % を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりの額を経済的利益とし、民事事件の報酬金の例による。

申立人の場合	申立の認容	借地権の額の 2 分の 1 に消費税を加算した金額（ただし、最低 3 3 万円とする。）
相手方の場合	相手方の介入権認容	財産上の給付額の 2 分の 1 に消費税を加算した金額（ただし、最低 3 3 万円とする。）
	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の 2 分の 1 に消費税を加算した金額（ただし、最低 3 3 万円とする。）
	賃料の増額の認容	賃料の増額分の 7 年分に消費税を加

		算した金額（ただし、最低 33 万円とする。）
	財産上の給付の認容	財産上の給付額に消費税を加算した金額（ただし、最低 33 万円とする。）

＜保全事件等＞ （※ 本案事件とあわせて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。）

- 1 仮差押および仮処分の各命令申立事件（以下「保全事件」という。）の着手金は、民事事件の着手金によって算定される額の 2 分の 1 とする（消費税別）。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 2（消費税別）とする。
- 2 保全命令申立事件および保全執行事件の着手金は、22 万円を最低額とする。
- 3 事件が重大または複雑であるときは、民事事件の報酬金によって算定される額の 4 分の 1 の額を報酬金とする（消費税別）。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、3 分の 1 の額（消費税別）とする。
- 4 保全事件により、本案の目的を達したときは、民事事件の報酬金に準ずる。
- 5 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り、保全事件とは別に着手金および報酬金を受けることができるものとし、その額については、民事執行事件に準ずる。

＜民事執行事件等＞ （※ 本案事件とあわせて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。）

- 1 民事執行事件、執行停止事件の着手金及び報酬金は次のとおりとする。

	着手金	報酬金
民事執行事件	最低額は、11 万円 本案事件の 2 分の 1	本案事件の 4 分の 1

執行停止事件	(原則) 本案事件の2分の1 (重大又は複雑なとき) 本案事件の3分の1	(原則) なし (重大又は複雑なとき) 本案事件の4分の1
--------	---	--

		着手金	報酬金
民事執行事件	債権 執行	11万円(消費税込)～ 本案事件の2分の1(消費 税込)	本案事件の4分の 1(消費税込) ※本案事件に加え て発生します。
	不動産 執行	33万円(消費税込)～ 本案事件の2分の1(消費 税込)	同上
	動産 執行	22万円(消費税込)～ 本案事件の2分の1(消費 税込) ※弁護士の立会い日当1 回分込みの金額です。	同上
執行停止事件		(原則) 本案事件の2分の1 (重大又は複雑なとき) 本案事件の3分の1	(原則) なし (重大又は複雑な とき) 本案事件の4分の 1(消費税込)

<倒産整理事件>

- 1 破産、会社整理、特別清算および会社更生の各事件の弁護士報酬は、そ

れぞれ次表の額を原則とする。別途、予納金は必要となる。

事業者の自己破産事件	負債総額に応じて下記のとおりとなります。 5 0 0 0 万円未満：1 1 0 万円～ 5 0 0 0 万円～3 億円未満：2 2 0 万円～ 3 億円～7 億円未満：3 3 0 万円～ 7 億円以上～は、別途お見積もりいたします。
非事業者の自己破産事件	同時廃止事件・・・4 4 万円以上 管財事件・・・・・・6 6 万円以上
自己破産以外の破産事件	1 1 0 万円以上
会社整理事件	1 1 0 万円以上
特別清算事件	1 1 0 万円以上
会社更正事件	2 2 0 万円以上

2 弁護士報酬について、上記 1 を原則とし、資本金、資産および負債の額、関係人の数、事業資産の保全状況や明渡し状況等を踏まえ、事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じ、契約書をもって定める。

＜民事再生事件＞

1 民事再生事件の弁護士報酬は、次表のとおりとする。

事業者の民事再生事件	1 1 0 万円以上
非事業者の民事再生事件	5 5 万円以上
小規模個人再生事件および給与所得者等再生事件	4 4 万円以上

2 弁護士報酬について、上記 1 を原則とし、資本金、資産および負債の額、

関係人の数、事業資産の保全状況や明渡し状況等を踏まえ、事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じ、契約書をもって定める。

- 3 再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの履行補助を希望する場合は、別に弁護士報酬を月額で定める。

<任意後見および財産管理・身上監護>

- 1 任意後見契約または財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他依頼者の財産管理または身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合

手数料 5万5000円以上22万円以下

- 2 任意後見契約また財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、事務処理の内容に応じ、次表のとおりとする。

事務処理の内容	弁護士報酬
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額55000円から5万5000円の範囲内の額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万3000円から11万円の範囲内の額

- 3 不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理や委任事務処理のために裁判手続等は月額の弁護士報酬とは別に弁護士報酬を請求できる。

<告訴事件の着手金および報酬金>

告訴事件の着手金および報酬金は、それぞれ次表のとおり算定する。なお、民事事件も受任する場合は、別に民事事件の着手金及び報酬金を請求できる。
(着手金)

	弁護士名あり	弁護士名なし
事案簡明な場合	4 4 万円	3 3 万円
事案複雑な場合	5 5 万円～1 1 0 万円	4 4 万円～9 9 万円

(報酬金)

	弁護士名あり	弁護士名なし
事案簡明な場合	4 4 万円	3 3 万円
事案複雑な場合	5 5 万円～1 1 0 万円	4 4 万円～9 9 万円

※報酬金は、告訴が受理された場合に発生する。

<労働事件>

1 地位確認（不当解雇、雇止め等）

	着手金	報酬金
交渉	3 3 万円	・ 3 3 万円 ・別途経済的利益を得られた場合には、上記とは別に、経済的利益に応じ、＜民事事件の着手金および報酬金＞記載の報酬金が発生する。
労働審判	5 5 万円	・ 5 5 万円 ・別途経済的利益を得られた場合には、上記とは別に、経済的利益に応じ、＜民事事件の着手金および報酬金＞記載の報酬金が発生する。
訴訟	5 5 万円	・ 5 5 万円 ・別途経済的利益を得られた場合には、上記とは別に、経済的利益に応

		じ、＜民事事件の着手金および報酬金＞記載の報酬金が発生する。
--	--	--------------------------------

※ 交渉から労働審判に移行した場合、労働審判から訴訟に移行した場合は、それぞれ着手金の半額を充当する。

※ 相手方が2名以上の場合は別途お見積りする。

2 残業代請求、労働災害

	着手金	報酬金
交渉	33万円	経済的利益に応じ、＜民事事件の着手金および報酬金＞記載の報酬金が発生する。
労働審判	55万円	経済的利益に応じ、＜民事事件の着手金および報酬金＞記載の報酬金が発生する。
訴訟	55万円	経済的利益に応じ、＜民事事件の着手金および報酬金＞記載の報酬金が発生する。

※ 交渉から労働審判に移行した場合、労働審判から訴訟に移行した場合は、それぞれ着手金の半額を充当いたします。

※ 相手方が2名以上の場合は別途お見積りいたします。

3 団体交渉

団体交渉同席について、1回あたり11万円（1回の団体交渉2時間まで）とする。

＜タイムチャージ＞

- 1 1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬とする。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに4万4000円以上とする。
- 3 具体的な単価の算定にあたっては、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性および弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

附 則

本改訂は、令和8年8月17日から実施し、同日以降に受任する事件等に適用する。同日前に受任した事件等については、なお従前の例による。

【経済的利益の算定方法】

- 1 着手金の算定の際の経済的利益とは、事件等の処理によって確保しようとする依頼者の利益をいいます。
- 2 報酬金の算定の際の経済的利益とは、委任事務処理により確保した利益をいいます。
- 3 経済的利益の額は、次のとおり算定します。
 - ① 金銭債権は、債権総額（利息および遅延損害金を含む。）
 - ② 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
 - ③ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
 - ④ 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
 - ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額
 - ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を越えるときは、その権利の時価相当額
 - ⑦ 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の2分の1の額を加算した額
 - ⑧ 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
 - ⑨ 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
 - ⑩ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額
 - ⑪ 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

- ⑫ 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額
 - ⑬ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲および相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
 - ⑭ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
 - ⑮ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）
- 4 経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を依頼者と協議して決定する。
- 5 経済的利益の額が、①請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき、②紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が経済的利益の額に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を、紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に相当するまで増額できる。
- 6 経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

以 上